**「介護休暇と看護欠勤」読み原稿**

**≪スライド1≫**

それでは介護休暇と看護欠勤の説明に入ります。●

**≪スライド２≫**

突然ですが、皆さんに質問です。

●「子ども（3歳）が病気になりました。病院へ連れて行きたいのですが、どのような休みが取れますか？」

【　―**少し考えてもらう―　】**

●答えは、特別休暇の「看護」に該当します。

小学校入学前のお子さんがいる場合は、一暦年につき５日、看護休暇を取得することができます。

小学校入学前のお子さんが２人以上いる場合は１０日、またそれ以外の配偶者や２親等以内の親族にかかる看護休暇も、暦年に５日まで取ることができます。●

**≪スライド３≫**

続いて質問です。

●「要介護者である母がいます。病院に連れて行きたいのですが、どのような休みが取れますか？」

【　―**少し考えてもらう―　】**

●答えは、特別休暇の「短期の介護」に該当します。

要介護者の親などがいる場合は、一暦年につき５日の短期介護休暇を取ることができます。こちらも要介護者が２人以上いる場合には１０日になります。このように、家族の看護や介護が必要な場合、特別休暇が取得できるということは皆さんすでにご存じのことだと思います。

**≪スライド４≫**

●では、もしも、家族の具合が悪くなり、長期的な看護や介護が必要になった場合、どのような休みが取れるでしょうか？●

**≪スライド５≫**

私たち公立学校職員には、「介護休暇」という制度があります。

●これは、負傷・疾病又は老齢により、２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の介護をするための休暇であり、平成6年にできた制度です。

**≪スライド６≫**

●こちらが介護休暇について、平成６年１２月２１日に、高知県教育長から出された通知文書です。

このときに関係する条例や規則が改正され、●「介護休暇」が新設されました。

**≪スライド７≫**

●「介護」というと「高齢者」だけが対象と思われがちですが、●実は高齢者だけが対象ではありません。では誰のためなら介護休暇が取れるでしょうか？●

**≪スライド８≫**

では、ここで再び質問です。

次にあげる家族は介護休暇が取れるでしょうか？取れると思う方は挙手をお願いします。

●配偶者、●事実婚である配偶者、●父母、●養父母、●子、●養子、●配偶者の父母、●配偶者の養父母、●祖父母、●兄弟姉妹、●孫、

●実は、●今言った方は全て介護休暇の対象となります。

なお、介護休暇では、介護の必要な状態の方を「要介護者」と言いますが、この「要介護者」には介護保険制度の要介護認定は必要としません。この後も「要介護者」という言葉が出てきますが、介護保険制度で言うところの要介護者とは意味合いが違いますので、ご注意ください。●

**≪スライド９≫**

では、介護休暇は、家族がどのような状態の時に取れるでしょうか？

●まず、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合です。

●ここでいう老齢とは、具体的な年齢を想定するものではなく、老齢により歩行等の移動、排泄、衣類の着脱、入浴、食事等に関し、介護を必要とする状態を言います。●そしてこのような介護の必要な状態が２週間以上継続する場合に、介護休暇を取ることができます。●

**≪スライド1０≫**

また、「看護欠勤」という取り扱いもあります。

●これは家族に傷病人があり、教職員による看護が必要となったけれども、年休も消化してしまい、あとは退職するより方策がないような場合に、一定の条件のもとにこれを猶予し分限等の処分を保留しようという趣旨で始まったもので、欠勤ではあっても通常の場合とは異なる取り扱いをするものです。

**≪スライド１1≫**

●こちらが昭和５８年５月２７日に高知県教育委員会義務教育課長から出された事務連絡です。

平成6年の介護休暇開始より随分前に出されています。

**≪スライド1２≫**

●これにより、それまでにはなかった家族看護のための欠勤、看護欠勤の取扱いができるようになりました。ただしこれは、条例や規則等で定められたものではなく、先ほどお話ししたように、家族看護のために退職するほかない職員の救済措置として、この通知による運用で、特別に取り扱っているものです。そのため、家族看護や介護のために休みを取る場合は、この昭和５８年当時にはなかった「介護休暇」が、今はありますので、特別の事情でない限り、制度化されている「介護休暇」から取得することとされています。

**≪スライド1３≫**

●では、今から、介護休暇と看護欠勤の比較をしながら見ていきましょう。

まず、適用対象者及び要件ですが、介護休暇は、●配偶者、これは事実婚も含みます。そして●２親等以内の血族及び姻族、子、父母、祖父母、兄弟　姉妹、孫が該当します。そして、●内縁関係にある配偶者の父母及び子、●配偶者の父母の配偶者が対象者となり、いずれも●同居・別居は問いません。

これらの者が●負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある場合に適用となります。

次に看護欠勤ですが、●ご覧のとおり配偶者や２親等以内の親族、と、介護休暇の適用対象者とほぼ同じで、こちらも同居・別居は問いません。これらの者が●傷病等により、職員の看護が必要となった場合に適用となります。

**≪スライド1４≫**

●続いて、期間及び取得方法等ですが、●介護休暇は、介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する６カ月以内で、●１日又は１時間を単位として連続又は断続的に請求できます。なお、●１時間単位の場合は、始業時刻より連続の４時間以内か、終業時刻までの連続４時間以内のどちらかとなり、●１日単位で１ヶ月以上連続して取得する場合は、代替の措置があります。

看護欠勤の場合は、●在職期間中に2年以内となり、●こちらも1カ月以上の場合は代替措置があります。

この看護欠勤の、●「在職期間中に２年以内」についてですが、要介護者が同一であるか、一つの継続する状態であるか、等により、２年間の中に介護休暇の期間も通算して考える場合があります。それぞれの状況により取り扱いが違いますので、実際の取得に当たっては確認が必要です、お気を付けください。

**≪スライド1５≫**

●次に給料・諸手当ですが、●介護休暇・看護欠勤とも給料は無給となります。

手当等については、●介護休暇は教職調整額・扶養手当・住居手当は支給され、通勤手当も、その月に1日でも出勤していれば支給となります。

一方の看護欠勤の場合、●諸手当は日割りになります。

ボーナスについて見てみると、

●介護休暇の方は期末手当は全額支給され、勤勉手当は週休日等を除き30日未満であれば影響がありませんが、30日を超えた場合は期間率から除算されます。

看護欠勤の方は●期末手当・勤勉手当とも勤務期間に応じて支給され、期末手当の計算では欠勤期間の1/2除算、勤勉手当は全期間除算となります。

**≪スライド1６≫**

●最後に、その他の給与に関することとして、介護休暇・看護欠勤とも、●昇給期間の1/6に相当する期間以上休んだ場合、昇給区分に影響し、昇給幅が低くなったり、長期間休んだ場合は昇給停止となる場合もあります。

●退職手当については、介護休暇は算定期間からの除算はありませんが、●看護欠勤は1/2除算となります。

介護休暇・看護欠勤とも先ほど確認したとおり給料は無給になりますが、それぞれ共済組合から手当金の支給があります。

●介護休暇は全日の休暇を取得した日について、介護休業手当金の支給があります。手当金の日額は、給料日額×40%×1.25です。ただし、●３ヶ月が限度で、手当金支給対象外になる被介護者もいます。

●手当金支給対象外になる被介護者について、少し見てみると、

**≪スライド1７≫**

●こちらの表が介護休暇の適用対象となる要介護者の範囲、配偶者及び2親等以内の血族及び姻族ですが、介護休業手当金の支給対象者は●グレーの枠の被介護者のみで、それ以外の被介護者の場合は介護休業手当金は支給されません。また、支給対象者であっても、●同居していないと支給されない方もいます。今赤丸で囲んでいる方は、同居が支給の要件となっています。介護休暇を取得したからと言って全ての場合に介護休業手当金が支給されるわけではありませんのでご注意ください。

**≪スライド1８≫**

●もとの話に戻りまして、看護欠勤の方の休業手当金は、

●欠勤した期間１日につき　給料日額×60%　の額が、共済組合から支給されます。●こちらの休業手当金についても支給対象外となる被看護者があり、また、扶養の有無によって支給期間が異なることもあるので注意が必要です。

さて、ここまで介護休暇と看護欠勤について説明させていただきましたが、ここで少し復習をしてみたいと思います。

学校事務の手引きＨＰにも介護休暇・看護欠勤について掲載されています。それを見ながら問題を解いてみましょう。ＨＰの学校事務の手引き、４－３休暇のところに載っていますので探してみてください。

**≪スライド1９≫**

●まず第１問です。

●介護休暇は１時間単位でも取れると聞きました。お昼休みをはさんで前後１時間ずつ取りたいのですが、構いませんか？

ＨＰを調べなくても、先ほどの説明で覚えていらっしゃる方もいるかもしれませんね。そのような方も念のため、ＨＰでも確認してみてください。

【　―**答えを考えてもらう―　】**

●答えは、そのような取り方はできません。

●手引きの４－３－９ページにある「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の第１４条第５項」と、その次の４－３－１０ページの「請求できる期間」のところに書いてあります。

介護休暇を１時間単位で取る場合は、●始業時刻から引き続く４時間以内、か、●終業時刻まで引き続く４時間以内、のどちらかでしか取ることができません。この質問のような、勤務時間の途中の時間帯には請求できませんので気をつけましょう。

**≪スライド２０≫**

●では次の問題です。

●介護休暇から復帰していましたが、病気が再発してしまい、また介護が必要となりました。休みは取れますか？

このことについては先ほどの説明の中で触れませんでした。ＨＰで探してみてください。

【　―**答えを考えてもらう―　】**

●答えは、取れます。

●手引きの４－３－１０ページ、「手続きの表の備考欄」に書いています。

介護が必要な状態が一旦終息した後に病気が再発した場合は、同一の要介護者についても再度介護休暇が認められます。

**≪スライド２1≫**

●では、最後の問題です。

●介護の必要な母の介護休暇を６ヶ月間取得しましたが、引き続き介護が必要なため看護欠勤を取りたいと思います。年休が残っているので、まずそちらから取らないといけませんか？

これはどうでしょう、調べてみてください。

【　―**答えを考えてもらう―　】**

●答えは、先に年休を取らなくても構いません。

●手引きの４－３－２０ページ、「看護欠勤を請求できる期間」のところに書いています。

年次有給休暇と合わせて申請できるが、年次有給休暇の先行取得を要件としない、とあります。

看護欠勤は当初、年休も全て消化してしまいあとは退職するしかない場合の救済措置として始まったもので、その当時は、「まず年休を消化してから看護欠勤を取得する」という形でしたが、現在は年休を先に使ってしまう必要はありません。

どうでしたか？ ＨＰから欲しい情報を見つけることはできたでしょうか？

**≪スライド２２≫**

●ご家族に具合の悪い方がいらっしゃると心身ともに本当に大変なことと思います。

●事前に色々な制度について知っておくことで少しは安心して、余裕をもった対応ができるのではないでしょうか。

制度について知りたいことや、なにか相談したいことがありましたら、どうぞご遠慮なく、各校の事務担当者までおたずねください。

**≪スライド２３≫**

先ほど見ていただきましたように、●学校事務の手引きHPにも、●それぞれの説明や比較表などが掲載されています。ぜひ今後もそちらの方も参考に、ご覧になっていただけたらと思います。

これで説明を終わります、どうもありがとうございました。